

# 【がん検診】医療機関検診のお知らせ

令和元年度の医療機関受診券を使って、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、子宮がん検診、乳がん検診を受診することができます。

## 受診方法

- step1** 次の①または②の方法で医療機関受診券を申請する  
①電話（☎ 0297 - 25 - 2100）／②健康増進課窓口  
※受診券申請期限：3月13日(金)  
(受診券有効期限：3月31日(火))
- step2** 受診する医療機関を決める  
登録医療機関については、ホームページまたは「健康管理予定表」をご確認ください。
- step3** step2で決めた医療機関に予約を入れる
- step4** 受診する  
検診当日、「医療機関受診券」、「保険証」、「自己負担額」をご持参ください。
- step5** 検査の結果が市または医療機関から通知されます

検診名	対象者	自己負担額
大腸がん検診	40歳以上	600円
肝炎ウイルス検診	40歳以上 74歳以下 ※今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方	1,200円 ※今年度41・46・51・56・61・66・71歳の方は無料
子宮がん検診(女性)	20歳以上	1,500円
乳がん検診(女性)	○20～39歳：超音波検査 ○40～49歳：超音波検査＋マンモグラフィ(2方向) ○50～56歳：超音波検査＋マンモグラフィ(1方向) ○57歳以上：マンモグラフィ(1方向) ※マンモグラフィは2年に1回の検診となります	超音波検査 1,200円 マンモグラフィ 1,200円

※妊娠中の方は受診できません。  
※すべて検診日当日、市に住民登録がある方が対象です。

■自己負担額の減免制度があります  
生活保護受給者・住民税非課税世帯の方は、負担額が免除になります。  
○生活保護受給者の方：受診券申請の際、お申し出ください。  
○住民税非課税世帯の方：事前に令和元年度の住民税非課税世帯証明書を取得し、検診当日にご提示ください。  
※当日、提示できない場合は減免制度対象外となります。

[住民税非課税世帯証明書取扱窓口]  
伊奈庁舎税務課／谷和原庁舎市民窓口課（手数料 200円）  
印鑑をご持参の上、検診で使用する旨を取扱窓口でお申し出ください。  
個人の住民税非課税証明書は無効です。

## くらしのQ&A

### 若者に多い「情報商材」トラブル



情報商材を購入すれば「必ず儲かる」「簡単に稼げる」と、若者が話しているのを聞きました。どんなことですか。（50代・男性）



### 必ず儲かる、稼げるはウソ！

「必ず儲かる」「簡単に稼げる」とインターネットなどで勧誘され、副業やお金儲けのノウハウと称する「情報商材」を契約する若者が増えています。相談としては、「情報商材を買ったのはいいが、読んでもよく分からない。サポートもなく、解約しようとしても連絡がつかない」「サラ金に同行され、借金をしたうえで契約をしたが、全く儲からない」などのトラブルが寄せられています。

「必ず儲かる」「知識や経験がなくても簡単に稼げる」方法などは、ありません。特に若者は、不安を感じたまま一人で考え契約してしまいがちですが、これはとても危険なことです。インターネットの広告や体験談などはうのみにせず、慎重に考えましょう。「みんなやっているけど、大丈夫かな」など少しでも心配なときは、契約する前に信頼できる人や家族に相談しましょう。分からない場合は、消費生活センターをご利用ください。

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター  
(谷和原庁舎1階) ☎25  
3288